

株式会社めるざさ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社めるざさが開設する介護24福生（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 主たる事業所

名 称：介護24福生

所在地：東京都福生市熊川202番地3 トーシンハイツ福生110号

(2) 従たる事業所（サテライト）

名 称：介護24福生・瑞穂st

所在地：東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目1-23

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 6名（常勤6名、うち同行援護担当1名）

サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

(3) 居宅介護員等 常勤1名・非常勤45名以上（内介護福祉士17名・ほか初任者研修等／サービス提供責任者兼務を含む）

居宅介護員等は、障害者（児）に対する居宅介護、重度訪問介護、同行援護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、サービスの提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日まで、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 24時間対応とする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

①身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助、その他の生活全般にわたる身体介護

②家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、生活必需品の買い物、その他の生活全般にわたる家事的援助

③乗降介助：通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護その他の生活全般にわたる援助

(3) 同行援護

①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)

②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の支援

③排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、指定障害福祉サービス等上限額管理基準に基づき、利用者負担上限月額の範囲内とする。

3 居宅介護のうち通院等乗降介助等を提供した場合の運賃は、道路運送法に基づき認可を受けた運賃(運送約款に定める額)を別途徴収するものとする。

4 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から片道1キロメートルあたり30円とする。

5 前2項の費用等、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明確に説明し、同意を得るものとする。

（事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

- （１）居宅介護：身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者
- （２）重度訪問介護：身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
- （３）同行援護：身体障害者（視覚障害）、障害児（視覚障害）、難病等対象者

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、福生市・青梅市・羽村市・昭島市・あきる野市・立川市・瑞穂町・日の出町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 居宅介護員等は、指定居宅介護等の実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、相談支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（身体拘束の廃止及び虐待の防止等）

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、組織として慎重に検討・判断し、本人又はご家族等への十分な説明と同意を得るとともに、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護並びに身体拘束等の適正化及び虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（年2回以上）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

（４）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置すること。

4 事業所は、サービス提供中に、身体拘束等の適正化に反する行為や虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

（業務継続計画（BCP）の策定等）

第11条 事業所は、感染症や大規模災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介

護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底を図るとともに、定期的な研修及び訓練（年1回以上）を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（感染症の予防及び蔓延の防止のための措置）

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（2）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施すること。

（苦情解決）

第13条 提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、障害者総合支援法第48条の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、障害者総合支援法第50条第1項の規定により東京都知事が行う報告若しくは指定障害福祉サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び東京都知事が行う調査に協力するとともに、東京都知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉事業法第83条に規定する運営適正化委員会が行う相談又は助言等に協力するものとする。

（記録の保存期間）

第14条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する記録（居宅介護等計画、サービス提供記録、市町村への通知記録、苦情・事故記録、身体拘束等の記録等）を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、採用時研修（採用後3か月以

内) および継続研修(年1回以上)を実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後においても秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所は、職場におけるハラスメントを防止するための適切な措置を講ずるものとする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は株式会社めるざさと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。